



Title	スポーツ庁設置の政策形成：新・政策の窓モデルによる実証分析 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	横井, 康博
Citation	北海道大学. 博士(経営学) 甲第15884号
Issue Date	2024-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/92326
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Yokoi_Yasuhiro_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（経営学）

氏名：横井 康博

審査委員	主査	教授	岩田	智
	副査	教授	平本	健太
	副査	准教授	相原	基大

学位論文題名

スポーツ庁設置の政策形成—新・政策の窓モデルによる実証分析—

1. 概要

本論文は、戦後わが国のスポーツ政策形成プロセスの解明を目的としている。具体的には、長い間必要性が認識されながらも実現されなかったスポーツ庁の設置が、2015年に「なぜ」「どのように」実現したのかを、事例研究によって明らかにしたものである。

本論文は、7章と補遺から成っている（A4サイズワープロ打ち・148ページ）。第1章では、スポーツ庁設置の政策形成の因果メカニズムを分析するための予備的考察が試みられる。第2章では、先行諸研究の批判的検討が行われる。第3章では、事例研究のための理論的枠組である「新・政策の窓モデル」についての検討が行われる。このモデルは、Cohen, March and Olsen (1972)の「ゴミ箱モデル」をルーツとし、Kingdon (1984)の「政策の窓モデル」とNonaka and Takeuchi (1995)の「組織的知識創造モデル」の利点を組み込んだもので、偶然性と必然性の双方をともなう政策形成プロセスの分析を可能とするモデルである。なお本モデルでは、事例を準備期、形成期、実現期の3期に区分して分析する。そこで第4章では、スポーツ議員連盟結成から「スポーツ振興に関する懇談会」設置前まで（1947年8月～2006年12月）の約60年間である準備期の記述・分析が行われる。第5章では、「スポーツ振興に関する懇談会」設置後から「スポーツ基本法案」成立まで（2006年12月～2011年6月）の約4年半である形成期の記述・分析が行われる。この形成期において、「スポーツ振興に関する懇談会」設置後の紆余曲折を経て、日本のスポーツ政策の柱となるスポーツ基本法案が議員立法で成立した。続く第6章では、「スポーツ基本法案」成立後から「スポーツ庁設置法案」成立まで（2011年6月～2015年5月）の約4年である実現期の記述・分析が行われる。この実現期において、2020年東京五輪・パラリンピック開催決定を契機としてスポーツ基本法の付則に盛り込まれたスポーツ庁設置が実現した。第7章では、第4章から第6章の

事例分析の結果が検討される。検討の結果，わが国戦後のスポーツ政策形成に関する 16 の発見事実が析出される。同時に，スポーツ庁設置の評価すべき点と問題点が明らかされる。加えて，先行研究（非営利法人制度改革）との共通点と相違点についても言及される。最後に，本研究の意義と今後の課題が述べられる。補遺では，大学スポーツ協会設立（2019 年 3 月）の事例の記述と分析を行い，上述のスポーツ庁設置に関する 16 の発見事実が，大学スポーツ協会設立に関しても妥当するかどうかの検証が試みられる。

2. 評価

本論文の評価すべき点は，次の 3 点である。1) わが国戦後のスポーツ政策形成に関する歴史的研究は，いくつか存在する（内海・1993，関・1997，斉藤・2007，加藤・2004 および 2009 など）。しかしこれらは，特定の明確な概念と理論的枠組にもとづいた研究とはいえ，スポーツ政策形成に関する理論構築を行っていない。これに対して，本研究は，明確な理論構築志向にもとづいており，先行研究の問題点を克服している。2) 4 章から 6 章の事例の作成にあたっては，2 次データを広く深く渉猟している。加えて，スポーツ政策形成において大きな影響力があった自民党総務会長（当時）の遠藤利明氏をはじめとする多くの関係者に対する聞き取り調査を実施している。これら 1 次データと 2 次データを駆使して作成された事例はオリジナリティが高く，事例そのものにも一定の資料的価値を見出せる。3) 「新・政策の窓モデル」によって析出された 16 の発見事実は，わが国戦後のスポーツ政策形成の特徴を現しており，スポーツ分野の政策形成に関する新たな理論的視点の提供に成功している。

もちろん，本論文にも問題点がまったくないわけではない。本論文は，2015 年のスポーツ庁設置までの期間を分析の対象としており，補遺として 2019 年の大学スポーツ協会設立の分析も試みられている。他方で，多くの問題を残した 2020 東京オリンピックの招致・開催あるいは，ラグビーワールドカップ 2019 の日本開催など，社会的・経済的影響がきわめて大きい「メガイベント」に関する政策形成プロセスについては，ほぼ言及されていない。とはいえ，この点が本研究の価値を下げるというわけではなく，むしろ今後の研究課題としていっそうの解明が待たれるところである。

以上より，審査委員は全員一致で，本論文が博士（経営学）の授与に十分値する内容であると判断する。

論文の題名が外国語の場合には，日本語訳を（ ）を付して記入すること。
要旨は，2，000 字以内にまとめること。